お客様各位

キャタピラー教習所㈱広島教習センター

「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」のご案内

ご存じの通り、労働安全衛生規則が改正されトラックでの荷役作業時における安全対策が強化され
・「昇降設備の設置」
・「保護帽の着用」
・「**テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付け**られました
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月からと**すでに施行**されています。
未受講の方はお急ぎください。
テールゲートリフターの特別教育を下記の通り開催いたしますのでご案内申し上げます。

講習日時　令和６年　８月　４日（日）
９月１６日（月）
１０月３１日（木）
１１月１５日（金）
１２月１２日（木）

８：３０～１６：００

講習会場　キャタピラー教習所　広島教習センター
〒738-0012 広島県廿日市市木材港北８－６４

受講料金　１６，０００円（含む：テキスト代、消費税込み）

定員　各回　１５人

人数が纏まれば、ご希望の場所、時間で出前講習・臨時開催を実施します。

ご相談下さい。

今すぐアクセス・・・▶ キャタピラー教習所 検索
Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。
安全は企業の宝、資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!

●技能講習・安全教育のご用命は当社まで
労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社
〒738-0021 広島県廿日市市木材港北8-64
広島教習センター ☎0829-34-3011

運送業の皆様に必要な資格　（白抜きの資格）

安全は企業の宝。資格は一生の財産。ライセンスで「差」をつけよう!!

機械の運転や作業には資格が必要です

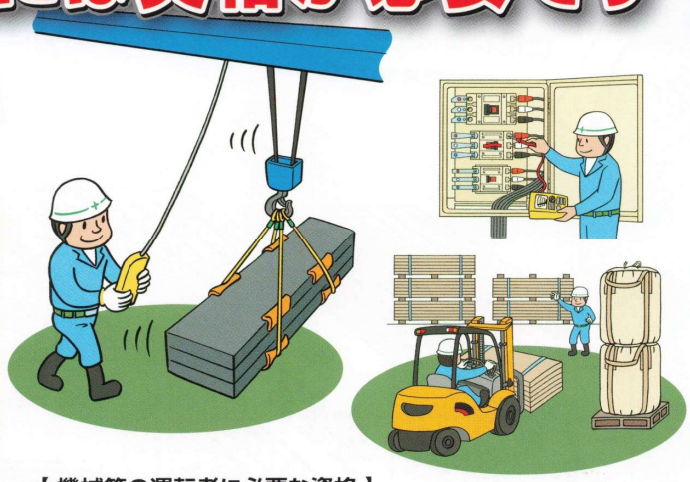

【 作業に必要な資格 】

作業名	作業内容	資格の種類 免許	技能講習	特別教育	安全衛生教育
玉掛け作業	つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け作業		●		5年目再教育
	つり上げ荷重が1トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け作業			●	
地山掘削及び土止め支保工	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削及び、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け・取外しの作業指揮		● 作業主任者		
採石のための掘削作業	掘削面の高さが2m以上となる岩石の採取のための掘削作業場において掘削作業、安全対策・指導業務		● 作業主任者		
はい作業	高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷)のはい付け又ははいくずしの作業指揮 ※小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く		● 作業主任者		●
型枠支保工の組立て等	型枠支保工の組立て、解体の作業指揮		● 作業主任者		
足場組立て等	つり足場、張り出し足場及び5m以上の構造の足場の組立て、解体及び変更の作業指揮		● 作業主任者		
建築物の鉄骨の組立て等	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(高さ5m以上)の組立て、解体及び変更の作業指揮		● 作業主任者		
木造建築物の組立て等	軒の高さが5m以上の木造建築物の組立てや屋根下地、外壁下地などの取付け作業指揮		● 作業主任者		
酸素欠乏・硫化水素危険	マンホール内での作業や汚水汚泥を扱う等によって酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかる恐れのある第一種・第二種酸素欠乏場所の作業指揮		● 作業主任者		
コンクリート造の工作物の解体等	5m以上のコンクリート造の工作物の解体、破壊などの作業指揮		● 作業主任者		
石綿取扱い作業	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業に従事する労働者の指揮指導		● 作業主任者	●	
ガス溶接作業	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	● 作業主任者	●		5年目再教育
有機溶剤	屋内作業等の通気が悪い場所で、有機溶剤を製造、使用する塗装、接着、洗浄、印刷等の作業指揮		● 作業主任者		● 5年目再教育
林業架線	一定の機械集材装置、運材索道の組立て、解体、変更、修理の作業又は集材、運搬の作業指揮		● 作業主任者		
研削砥石	研削砥石の取替え又は取替え時の試運転			●	
動力プレス	動力プレスの金型等、取付け、取外しの業務			●	
アーク溶接作業	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務			●	
高圧電気取扱	高圧又は特別高圧電気の充電電路の操作業務のみ			●	
低圧電気取扱	交流600V・直流750V以下の低圧電路操作業務			●	
伐木(チェーンソ)	伐木業務・かかり木処理業務			●	5年目再教育
酸素欠乏危険	酸素危険作業従事者(硫化水素含む)			●	
特定粉塵作業	特定粉塵環境業務			●	
産業用ロボット作業教示等	産業用ロボットの教示等に係る機器の操作業務			●	
産業用ロボット作業保守等	産業用ロボットの検査等に係る機器の操作業務			●	
ダイオキシン類	廃棄物焼却施設等の焼却灰処理・保守又は監視及び解体業務			●	
伐木等機械	伐木、造材等の集積を行う為の機械運転業務			●	
走行集材機械	車両の走行により集材を行う為の機械運転業務			●	
簡易架線集材装置等	集材機等により原木等の一部が地面に接した状態での運転業務			●	
機械集材装置	機械集材装置の運転(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は素炭材を巻上げ、かつ、空中において運搬する設備)			●	
VDT作業	VDT作業機器を使用してデータの入力、文章作成、監視等を行う業務				●
刈払機取扱作業	刈払い機を使用する業務				●
熱中症予防	高温多湿作業場での業務				●
腰痛予防	重量物取扱い業務				●
振動工具	チェーンソ・刈払い機以外の振動工具取扱い従事者				●
携帯丸のこ	携帯丸のこ盤、携帯用丸のこ、搬式のこ等取扱い従事者				●
木造解体作業指揮者	木造建築物解体工事の作業指揮者				●
電気工事作業指揮者	電気工事作業指揮者として選任された者				●
職長・安全衛生責任者	新たに職務に就くことになった職長及び安全衛生責任者				5年目再教育
安全管理者選任時研修	安全管理者として新たに選任された者				●
統括安全衛生責任者	現場全体の安全衛生管理者教育				●
安全衛生推進者	安全衛生管理業務に従事する安全衛生管理者教育				●

【 機械等の運転者に必要な資格 】

機械名		機械等の能力・作業内容	資格の種類 免許	技能講習	特別教育	安全衛生教育
クレーン等	クレーン	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転	●			5年目再教育
		つり上げ荷重が5トン以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷とともに移動する方式のクレーンの運転		●		
		つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転			●	
	移動式クレーン	つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンの運転	●			5年目再教育
		つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転		●		
		つり上げ荷重が1トン未満の移動式クレーンの運転			●	
建設機械等	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	機体重量3トン以上のもの 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転。但し、道路上の走行運転を除く		●		5年目再教育
		機体重量3トン未満のもの			●	
	車両系建設機械(締固め用)	ローラの運転(道路上の走行運転を除く)			●	5年目再教育
	車両系建設機械(解体用)	機体重量3トン以上のもの 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転。但し、道路上の走行運転を除く		●		
		機体重量3トン未満のもの			●	
	高所作業車	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上の走行運転を除く)		●		
		作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転(道路上の走行運転を除く)			●	
荷役運搬機械等	不整地運搬車	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く)		●		
		最大積載量が1トン未満の不整地運搬車の運転(道路上の走行運転を除く)			●	
	フォークリフト	最大積載量が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上の走行運転を除く)		●		5年目再教育
		最大積載量が1トン未満のフォークリフトの運転(道路上の走行運転を除く)			●	5年目再教育
	ショベルローダー・フォークローダー	最大積載量が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上の走行運転を除く)		●		
		最大積載量が1トン未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上の走行運転を除く)			●	
巻上機	巻上げ機(ウインチ)	動力駆動の巻上げ機の運転(電動ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)			●	

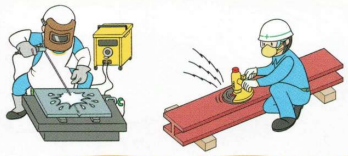

Step to Professional
プロのライセンスを、あなたも。

キャタピラー教習所(株)は、労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教習を行う都道府県労働局長「登録教習機関」です。
ライセンス取得にチャレンジする皆さんをお待ちしております。

労働局長登録教習機関
キャタピラー教習所株式会社

お問い合わせは電話またはwebで!! キャタピラー教習所 検索